

事 務 連 絡
平成 2 2 年 7 月 1 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産生鮮マンゴー)

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン政府から、下記の輸出業者について、マンゴーの検査命令免除輸出業者として登録する旨の通報があったことから、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 2 8 に追加し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

ARAMEX TRADE AND EXPORT DEVELOPMENT INCORPORATED(ATEDI)